

公益財団法人日本オリンピック委員会 選手強化本部規程

第 1 章 総 則

第1条 この規程は、公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「本会」という。）定款（以下次条において「定款」という。）第36条の規定に基づき、選手強化本部（以下「本部」という。）に関することを定める。

第 2 章 業 務

第2条 本部は、定款第34条に規定された業務を行う。

第 3 章 本 部 委 員

第3条 本部に、次の本部委員を置く。

本部長 1名
常任委員 若干名
委員 53名以上70名以内

2 本部長は、理事会の決議によって、理事の中から選任する。

3 常任委員及び委員は、理事会の決議によって次の各号のいずれかに該当する者の中から選任する。

(1) 理事

(2) 加盟団体が各1名推薦する者（原則として当該加盟団体の強化責任者とする）

(3) 学識経験者

4 常任委員のうちには、副本部長若干名を含むことができる。副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

第 4 章 任 期

第4条 本部委員の任期は理事と同一とする。

第 5 章 会 議

第5条 本部に、本部会及び常任委員会を置く。

第6条 本部会は、本部委員をもって構成し、本部長が招集して議長となる。

2 本部会は、本部の業務の重要事項について審議する。

3 本部会の決議は、本部委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

4 前項の場合において、加盟団体が推薦する本部委員が欠席しその代理人が出席するときは、これを委員の出席とみなす。

第7条 常任委員会は、本部長、副本部長及び常任委員をもって構成し、本部長が招集して、その議長となる。

- 2 常任委員会は、本部の業務について審議し、執行する。
- 3 前条第3項の規定は、常任委員会の決議に準用する。

第8条 会長、副会長、専務理事、総務本部長及び事務局長(以下「会長等」という。)は、本部会及び常任委員会(以下次項において「本部会等」という。)に出席して意見を述べることができる。

- 2 本部長が必要と認めたときは、本部会等にオブザーバーの出席を求め、その意見を聴取することができる。

第 6 章 専 門 部 会

第9条 本部に別表に定める専門部会を置く。

- 2 専門部会は、本部の業務に関し、所掌とされた事項を審議し、本部に意見を具申するとともに本部の諮問に応ずる。
- 3 会長は、特に必要があると認めるときは、臨時に、一の専門部会の所掌に属する事務を他の専門部会に行わせることができる。

第10条 専門部会に、次の専門部会員を置く。

部会長 1名
部会員 若干名

- 2 部会長は、理事会の決議によって本部委員の中から選任する。
- 3 部会員は、理事会の決議によって次の各号のいずれかに該当する者の中から選任する。
 - (1) 本部委員
 - (2) 加盟団体関係者
 - (3) 学識経験者
- 4 部会員のうちには、副部会長2名以内を含むことができる。副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行う。

第11条 専門部会員の任期は理事と同一とする。

第12条 専門部会は、部会長が招集して、その議長となる。

- 2 第6条第3項の規定は、専門部会の決議に準用する。
- 3 第8条の規定は、専門部会に準用する。この場合において「本部会及び常任委員会」とあるのは「専門部会」と、「本部長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

第 7 章 規 程 の 変 更

第13条 この規程は、理事会の決議により変更することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成29年7月4日から施行する。

別表（第9条第1項関係）

専門部会の名称及び所管業務

1 東京2020戦略特別専門部会

- (1) 東京2020選手強化に向けた戦略的かつ総合的方策の構築に関する事。
- (2) 競技目標選定と現状分析の精度を高め、有効かつ効果的な選手強化予算の運用及びその確保に関する事。
- (3) オールジャパン体制の推進と組織的・計画的な選手強化を推進するための関係団体、諸機関との連携、環境整備に関する事。
- (4) 2020年以降に向けたNF選手強化、組織基盤整備及び財政基盤確立に関する事。
- (5) そのほか上記に関連する事。

2 強化育成専門部会

- (1) オリンピック競技大会等総合競技大会に向けた対策及び支援体制の構築に関する事
- (2) 短中期的な強化育成事業の施策を立案し推進する事。
- (3) 国際競技力向上のための選手・指導者の環境整備に関する事。
- (4) 味の素ナショナルトレーニングセンターを活用した事業を推進するとともに、競技別強化拠点等との連携促進を図る事。
- (5) そのほか上記に関連する事。

3 情報・医・科学専門部会

- (1) 国際競技力向上のための情報収集及び分析に関する事。
- (2) 医学及び科学面からの支援施策に関する事。
- (3) JOC将来構想を踏まえた、中長期的な国際競技力向上のための戦略と施策の立案に関する事。
- (4) アンチ・ドーピング委員会と連携しドーピング防止活動及び啓発活動を推進する事。
- (5) そのほか上記に関連する事。

4 監督・コーチ専門部会

- (1) 行動規範及び各種ルールの厳守を徹底する指導マネジメントに関する事。
- (2) 現場指導者が強化活動に専念できるよう、監督・コーチ等が抱える問題の解決方法等の情報提供、共有に関する事。
- (3) ナショナルコーチ、専任コーチ等の競技間連携の推進と巡回指導、助言に関する事。
- (4) アスリート専門部会、アントラージュ専門部会及び女性スポーツ専門部会と連携したモラル向上・啓発活動に関する事。
- (5) そのほか上記に関連する事。